

# あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画

(骨子案)

令和2年9月

あま市

## ■ 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

わが国では「障害者基本法」や「障害者差別解消法」等の障がい福祉に関する法整備が進められてきました。平成 28 年 5 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

あま市では、平成 30 年 3 月に「第 2 次あま市障がい者計画」（平成 30 年度～令和 5 年度）、「第 5 期あま市障がい福祉計画・第 1 期あま市障がい児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度計画改定の年度を迎え、策定する「第 6 期あま市障がい福祉計画・第 2 期あま市障がい児福祉計画」は、「あま市障がい者計画」の基本理念や基本目標を踏まえつつ、障がい福祉サービス等に関する提供体制やそれらの提供体制の確保のための方策等を定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法 88 条に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市でも「障がい児福祉計画」を一体的に作成するものとします。

## 2. 計画の概要

本計画は以下の法律に基づいて策定する法定計画です。

### 【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項
内容	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画（計画期間は 3 年 1 期）	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画（計画期間は 3 年 1 期）

### （１）障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

### （２）障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本市においても引き続き一体的に策定します。

## 3. 計画の期間

「あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画」は、令和3年度～令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

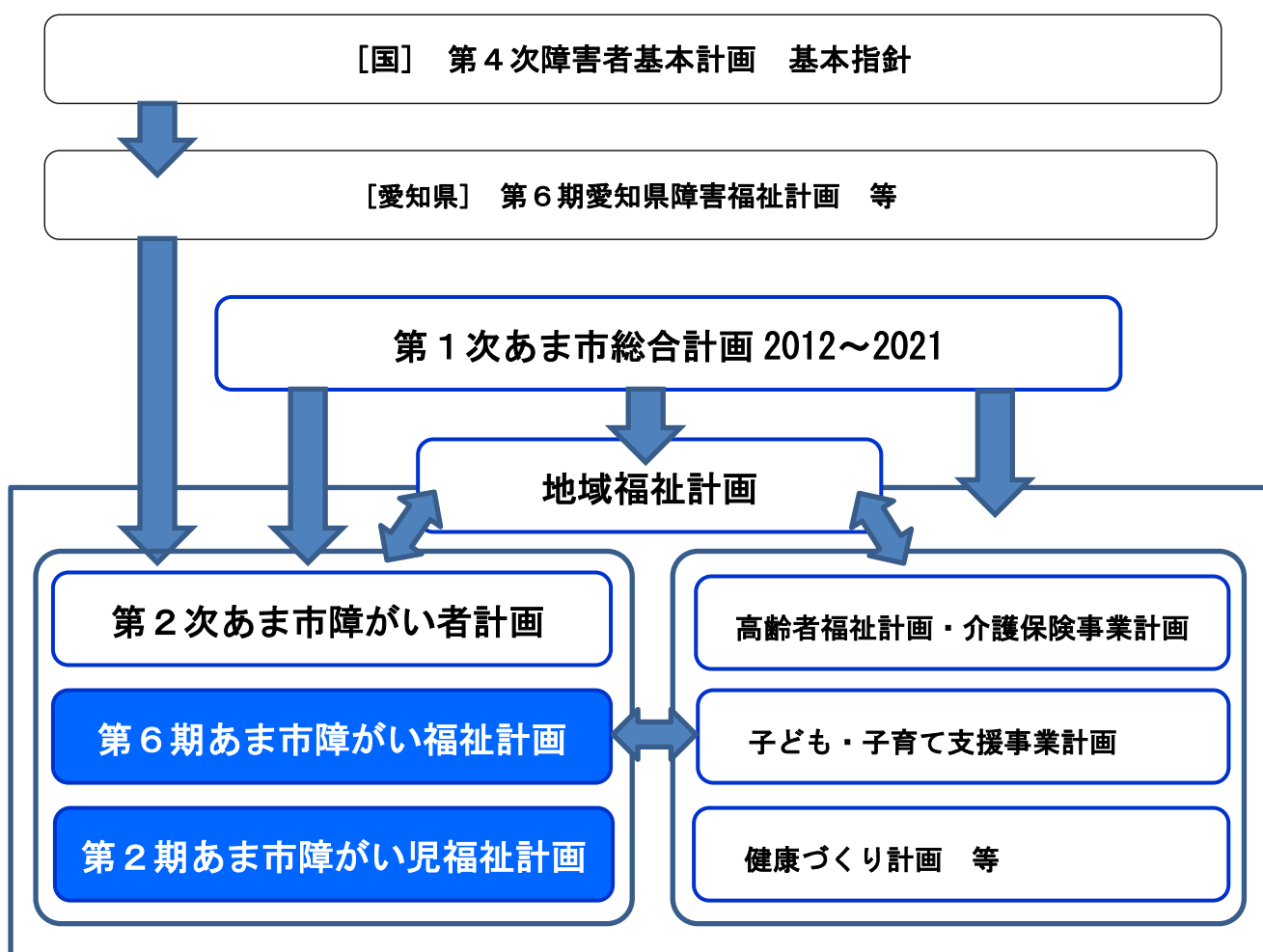
### 【計画の期間】

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2次障がい者計画						第3次障がい者計画		
					見直し			
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			
第1期市障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			

#### 4. 計画の位置付け

障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、国の「第4次障害者基本計画」及び「第6期愛知県障害福祉計画」などと整合性を図りながら、「第1次あま市総合計画 2012～2021」における「障がい者（児）が安心して生活できるようにする」とした施策の方向に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

##### ■計画の位置付け



## 5. 計画の進行管理

「第6期障がい福祉計画」に掲げた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等並びに「第2期障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析等を行い、その結果を「海部東部障害者総合支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

### ■計画の進行管理

計画 (Plan)	障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	あま市による調査・分析 海部東部障害者総合支援協議会への報告
改善 (Act)	海部東部障害者総合支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標、活動等を見直し実施



## 6. 計画の策定体制

- (1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会  
障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議します。
- (2) アンケート調査の実施
  - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者より 2,000 件を無作為抽出
  - ・あま市内及び近隣市町に所在する障がい福祉サービス等事業所 96 件
- (3) 関係団体ヒアリング調査  
障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題等についてヒアリングを行います。
- (4) パブリックコメント  
市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

## 7. 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

### ■障がい福祉に関する動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障がい福祉に関する動向	<b>障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）</b> ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障害者・障害の定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 <b>【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙等における配慮 等</b>	<b>障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）</b> ○障害者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障害により行動障害のある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し <b>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月公布・平成 30 年 4 月施行）</b> ○障害者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援等 ・高齢障害者の介護保険サービス利用円滑化 ○障害児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障害児福祉計画の策定 等 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	<b>障害福祉全般</b>	
	<b>障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）</b> ○障害者虐待の防止と虐待防止の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定	<b>障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）</b> ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等
	<b>発達障害者支援法改正（平成 28 年 8 月）</b> ○発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める ○障がいの定義と発達障がいへの理解の促進 ○生活全般にわたる支援の促進 等	<b>障害者雇用促進法の一部改正（平成 31 年 3 月閣議決定、一部を除き令和 2 年 4 月施行）</b> ○障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握 等

## ■計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

障害者基本法の基本的な考え方である「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを第一に、本市においても、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

この基本理念を「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」においても踏襲し、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

基 本 理 念

障がいのある人もない人も、  
お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現

## 2. 計画の基本理念

本計画は、国が示す障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 市を基本とした障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等がその障がい種別によらず、地域で障害福祉サービス及び障害児通所給付等を受けることができるよう、市を実施主体とした提供体制づくりを進めます。

### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が自立して生活し就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境作りや地域生活移行、就労移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えていきます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態に沿った包括的な支援体制の構築に取り組めます。

### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児福祉計画を定め、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障害児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。



## **(6) 障がい人材の確保**

障がい者の重度化・高齢化が進む中で様々な障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材確保が必要になります。そのため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行って行きます。

## **(7) 障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者の文化芸術の活動の機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

# **3. 障害福祉サービスの基盤整備の考え方**

本計画では、8つの基本の方針を定め、障害福祉サービスの基盤整備を推進していきます。

## **(1) 訪問系サービスの充実**

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの更なる充実を図ります。

## **(2) 日中活動系サービスの充実**

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの更なる充実を図ります。

## **(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。

## **(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

## **(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実**

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

## **(6) 依存症対策の推進**

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。

## **(7) 相談支援体制の整備・充実**

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実を図ります。

## **(8) 障がい児支援体制の整備**

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の充実を図ります。

## (参考) 計画の構成

章	内 容	説 明
第 1 章	計画策定にあたって	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間、法律・制度の動向等
第 2 章	障がいのある人を取り巻く現状	人口の推移、障害者手帳所持者数の状況、第 5 期障がい福祉計画等の計画値と実績値等
第 3 章	障がいのある人の意識とニーズ	アンケート調査結果 団体ヒアリング調査結果
第 4 章	計画の基本的な考え方	基本理念、基本的な考え方等
第 5 章	第 6 期あま市障がい福祉計画	計画の位置付け、計画期間、目標の設定、サービス見込み量、進行管理
第 6 章	第 2 期あま市障がい児福祉計画	計画の位置付け、計画期間、目標の設定、サービス見込み量、進行管理
第 7 章	計画の推進体制	計画の体制、点検評価等